

安 全 報 告 書

(2017度)

有限会社アドバンスドエアー

(本安全報告書は、航空法第111条の6の規定に基づき作成したものです)

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

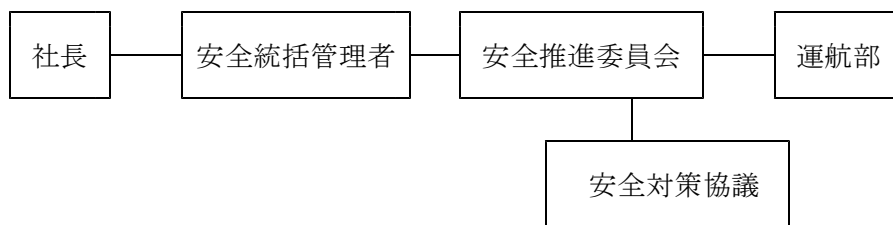
「安全は最優先事項である」

安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。
従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・安全統括管理者－安全管理の取組を統括的に管理する。
- ・安全推進委員会－航空安全全般に関する活動を行う。
- ・運 航 部－運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ) 各組織における人員数

安全推進委員会 5名
運航部 7名

ニ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員 2名
整備従事者 3名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者 2名
整備従事者 3名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領（空航第58号）」、整備規程審査要領（空機第73号）」及び「航空運

送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領（空機68、69号）」により定められており、弊社では操縦士は年に1回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に1回学科審査、整備従事者は年に1回整備技能維持訓練を行っております。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。必要に応じ会議体で分析、措置を討議し情報を共有します。

社内で「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、安全の状況の把握に努め、これを会議体において分析し関係者に周知します。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を行い社員全員に安全に対する意識の向上を図ります。

毎日のミーティングにおいて標語を掲げ唱和し安全の意識を持つ。

安全教育を実施する。

③使用している航空機に関する情報

機種	機数 (H30.3.31)	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数 (H29年度)	導入時期	平均機齢
ロビンソン式 R44型	1機	座席数4	49:49 ・ 460	H16	23年

(3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項（規則221条の6第3号）

イ) 総件数

0

ロ) 主要な事態

なし

ハ) トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- ・航空事故 0件
- ・重大インシデント 0件
- ・その他安全上のトラブル 0件

概要：－

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項（規則第221条の6第4号）

① (3) の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

—

②国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

平成29年5月31日に事業改善命令を受けました。航空日誌の不適切な管理、記録の不適切な管理でした。これに対し、以下の措置を講じた。

1. 安全意識の徹底及びコンプライアンス教育の実施
2. 安全意識の徹底及びコンプライアンスに関する研修の計画
3. 安全管理規程の見直し（リスク評価）
4. 事業体制及び組織体制の見直し（整備人員の配置）
5. 業務分担の適正化（安全推進委員会で規模、体制を評価）
6. 緊急業務処理規則の見直し
7. 安全統括管理者の変更
8. 代表取締役及び運航部長の外部講習受講（マネジメント、リスク管理）
9. 運航、整備体制の抜本的見直し（運航記録管理、運航管理手順書の設定、整備教育、整備記録管理、人員配置）
10. 臨時内部監査の実施（3ヶ月毎）

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2017年度は事業改善命令を受け、運航の自粛を行い集中的に措置を講じて参りました。

(4) ②の措置を行い、過去の不適切な体制や業務が常態化していたことを改めて認識し、社員一同、新たな心持ちで12月より運航を再開しました。

措置の中で外部講習を受講する、外部からの安全統括管理者を招くという対策を講じました。外部の意見、情報、技術等を取り入れることで安全管理体制の再構築が適切に整えることができたことで今後の安全に寄与でき、現在は適切な業務を行っていると評価します。また、この体制を維持することが今後、社員の必須の課題です。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

会社の安全方針は「安全は最優先事項である」としています。全社的に方針を遂行するためのスキームとして、安全指標を設定し管理します。

本年度は目標は達成できましたが、内容運航を自粛していた期間が長く正確な達成度とはならないことから来年度においても同目標を掲げました。

次年度の安全指標を以下とします。

- ①遅行指標 安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。
- ②先行指標 安全情報の分析回数を年に3回以上とする

安全報告書

(2016度)

有限会社アドバンスドエアー

(本安全報告書は、航空法第11条の6の規定に基づき作成したものです)

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

「安全は最優先事項である」

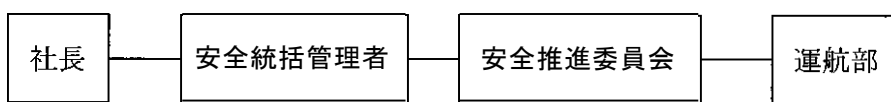
安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。

従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・安全統括管理者—安全管理の取組を統括的に管理する。
- ・安全推進委員会—航空安全全般に関する活動を行う。
- ・運航部—運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ) 各組織における人員数

安全推進委員会	5名
運航部	10名

ニ) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	3名
整備従事者	3名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者	4名
整備従事者	3名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(空航第58号)」、整備規程審査要領(空機第3号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領(空機68、69号)」により定められており、弊社では操縦士は年に1回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に1回学科審査、整備従事者は年に1回整備技能維持訓練を行っております。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。

社内で「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、安全の状況の把握に努め、これを分析して関係者に周知します。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を行い社員全員に安全に対する意識の向上を図ります。

毎日のミーティングにおいて標語を掲げ安全の意識を持つ。

安全教育を実施する。

③使用している航空機に関する情報

機種	機数 (H29.3.31)	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数 (H28 年度)		導入時期	平均機齢
ロビンソン式 R44型	2機	座席数4	154:08	460	H16	22年

(3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)

イ) 総件数

1

ロ) 主要な事態

なし

ハ) トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- 航空事故 0件
- 重大インシデント 0件
- その他安全上のトラブル 1件

概要:平成28年10月19日新潟空港付近でロビンソン式R44型JA7899が飛行中に機長が振動を感じ付近の砂浜に予防着陸を行った。予防着陸を行うことは振動はメインローターブレードの汚れが原因であったが、その時の書類の処理に不備があった。

「搭載用航空日誌にこの事案を記載していなかった。」

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項(規則第221条の6第4号)

①(3)の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

対策: 搭載用航空 H 誌の記載について運航部員にその重要性を教育した。

運航と整備間の不具合報告の手段を口頭のみではなく搭載用航空 H 誌によって行うこととした。

②国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

なし

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2016年度については、安全上の支障を及ぼす事態の発生が1件発生しました。

取り組み目標の遅行指標である「安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。」を達成することができませんでした。先行指標である「安全推進委員会議の開催を年に3回以上とする。」は達成できたものの遅行指標の達成には寄与できておりませんでした。なぜこのような事案が発生したかについて分析した結果、全社的に、小さな不安全な事案が積み重なることで事故につながるという安全及び危機管理の意識が希薄であったのと考えられました。今後、安全意識の啓発を危機感を持って行っていかなければ安全は担保できないと思慮しております。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

会社の安全方針は「安全は最優先事項である」としています。全社的に方針を遂行するためのスキームとして、安全指標を設定し管理します。

遅行指標は昨年度と達成できなかったため同内容を設定しました。先行指標はより具体的な方策を以って遅行指標のサポートをします。

次年度の安全指標を以下とします。

①遅行指標 安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。

②先行指標 安全情報の分析回数を年に3回以上とする

安全報告書

(2015度)

有限会社アドバンスドエアー

(本安全報告書は、航空法第111条の6の規定に基づき作成したものです)

(1) 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

企業理念・安全方針

「安全は最優先事項である」

安全を第一とする安心運航を追求していきます。安全を信頼として社会に貢献する。

従業員一人一人が安全に関する意識を持ち法令を遵守し安全運航を行う。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割の概要

- ・安全統括管理者－安全管理の取組を統括的に管理する。
- ・安全推進委員会－航空安全全般に関する活動を行う。
- ・運航部－運航課と整備課で運航、整備を行い直接安全の担当を行う。

ハ) 各組織における人員数

安全推進委員会	5名
運航部	15名

二) 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	6名
整備従事者	5名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理者	4名
整備従事者	3名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(空航第58号)」、整備規程審査要領(空機第73号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可申請要領(空機68、69号)」により定められており、弊社では操縦士は年に1回操縦及び学科について訓練及び審査、運航管理者については年に1回学科審査、整備従事者は年に1回整備技能維持訓練を行っております。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

機長及び確認整備士は飛行及び整備に関し問題点があった場合は、報告書を作成し必要な措置を行います。

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

定期的に安全対策協議を行い社員全員に安全に対する意識の向上を図ります。

③使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間・飛行回数	導入時期	平均機齢
ロビンソン式 R44型	3機	座席数4	376:30 1,121	H16	18年

(3) 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項(規則221条の6第3号)イ)

総件数

なし

ロ) 主要な事態

なし

ハ) トラブルの種類別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

- 航空事故 0件
- 重大インシデント 0件
- その他安全上のトラブル 0件

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項(規則第221条の6第4号)

①(3)の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

なし

②国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

なし

③①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

なし

④輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2015年度については、航空事故、重大インシデントの発生はなく無事故でした。

取組み目標を①「安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。」及び②「安全推進委員会議の開催を年に3回以上とする。」としておりました。結果①、②ともに目標を達成し、安全な運航ができたものと考えます。

⑤安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

会社の安全方針は「安全は最優先事項である」としています。全社的に方針を遂行するためのスキームとして、安全指標を設定し管理します。

次年度の安全指標を以下とします。

- ①遅行指標 安全上の支障を及ぼす事態の発生を年に0回以内とする。
- ②先行指標 安全推進委員会議の開催を年に4回以上とする